

Title	川崎晃著 『古代学論究：古代日本の漢字文化と仏教』
Sub Title	Akira Kawasaki, "An ancient study : kanji and Buddhism in ancient Japan".
Author	加藤, 謙吉 (Kato, Kenkichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.3 (2013. 9) ,p.171(407)- 178(414)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130900-0171">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130900-0171</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

川崎晃著

## 『古代学論究——古代日本の漢字文化と仏教——』

加藤 謙 吉

本書は著者が長年にわたって蓄積されてきた研究成果の中から、古代日本における漢字・漢文・仏教の受容とその歴史的な展開のあり方について考察された論考、およびその関連論文十八篇を一冊の書としてまとめられたものである。

文字・文章・宗教という日本の古代文化形成の根幹にかかわる問題をテーマとして取り上げられているだけに、著者は文献史学や考古学だけでなく、国文学や漢文学、美術史学や宗教学といった関連諸科学をあわせた広角的な視野から研究を進められており、まさにタイトル通りの総合的な古代学論究の書としての性格を有する。

評者は川崎氏と三十年以上の親交があるが、古代史学に対する氏の類い希なる造詣と、一方でそれを露わにし

ないストイックで謙虚な研究姿勢にかねがね敬服していた。今回、本書を精読してみても、改めてその思いを強くした次第である。

本書の感想を一言で表すと、あたかも練達の士が、意の赴くままに自然体で書き上げた良質の掌編小説集のよきな印象を受ける。淡々と綴られる文章の行間からは、著者の深い学識と鋭い洞察力を読み取ることができ、それが一種独特の滋味となって、論文そのものに心地よい余韻を与えている。冗長で大仰な「長編小説」しか書けない評者などには、とうてい真似の出来ない妙技であるが、それを可能ならしめたものは、著者が人知れず重ねてきた研鑽以外の何物でもないであろう。

本書は三部構成で本論十五篇と付篇三篇から成るが、

その内容は次の如くである。

- 第一部 列島の漢字・漢文と五世紀の東アジア
- 第一章 倭王武・百済王余慶の上表文と金石文
- 第二章 高句麗広開土王碑の基礎的考察
- 第三章 列島における五世紀の文字表記
- 第二部 倭王権と七世紀の東アジア—倭国の書記世界—
  - 第一章 天と日の周辺—治天下・阿每多利思比孤・日本—
  - 第二章 国号「日本」の成立に関する覚書
  - 第三章 古代日本の王言について—オホミコト・ミコト・ミコトノリ—
  - 第四章 甲寅年銘光背にみえる王延孫に関する一考察
  - 第五章 「山田殿像」銘小考
- 第三部 天平仏教の諸相
  - 第一章 僧正玄昉の教学について
  - 第二章 天平びとの疫病対策—奈良時代の医療（医術と呪禁）—
  - 第三章 行基伝の基礎的考察
  - 第四章 聖武天皇の出家と受戒をめぐる臆説

- 第五章 鑑真人京の道
- 第六章 藤原夫人と内親郡主
- 第七章 古代北陸の宗教的諸相
  - 付篇一 「殿」と「殿門」について
  - 付篇二 紫香楽宮について
  - 付篇三 二人の僧惠行について—「唐招提寺用度帳」にみえる惠行再考—
- 第一部の三篇は、日本列島における漢字・漢文の受容の有り様を、東アジア社会の国際関係の中でとらえようとした論考。第一章では倭王武の上表文（宋順帝に奉呈）と、同時代の百済王余慶の上表文（北魏孝文帝に奉呈）を比較検討し、その類似性は東アジア外交の在り方に起因し、競合する諸国が中国王朝に朝貢する際に、史官が中国文で書いた上表文を奉呈して官爵を請求したことによるとする。倭・百済とも中国文化に通暁した史官を配備していたとし、両上表文が同一の百済史官の手になるとする説や、百済や倭の史官が原『晋書』を参照したとする説を批判されるが、大國中国と向き合う東アジア諸国の立ち位置には、当然一定の共通性が存したと見るべきであるから、著者のように考えるのがもっとも理に適っているであろう。

第二章では広開土王碑文の古典論的研究を行う。広開土王碑を精査し、碑文撰者は『史記』・『三国志』や『孟子』などの漢籍に依拠しつつ、孟子の王道論に立脚した徳治主義的理念にもとづいて、広開土王を軍事的君主から道義的君主へと昇華した聖君像として描出しようとしたと指摘し、そこに高句麗版中華思想醸成の跡が看取できるとする。碑文の内的批判を通して、碑文撰者の思想的傾向を探ろうとしており、今後の広開土王碑研究の指針となる好論と言えよう。

第三章では近年、韓国で相次いで発見されている木簡や金石文の文字表記に着目し、五世紀代の日本列島の金石文の字音表記が、百濟などの表記体系の位相にあったことを推測する。とくに著者が扶余の陵山里寺跡出土の二九七号木簡に見える「疏加鹵」（人名）の「鹵」の字と、稲荷山古墳出土鉄剣銘の「獲加多支鹵」の「鹵」が共通する事実を指摘された意義は大きい。このことは昨年末、国立歴史民俗博物館主催のシンポジウムで報告され、「新たな事実」として新聞紙上にぎわしたが、第一発見者の榮譽はあくまでも著者の側にあり、その慧眼にただ脱帽するばかりである。

川崎氏はまた、最近の国語・国文学における古韓音の

研究成果を踏まえて、従来推古朝遺音とされてきた字音仮名が用いられた時期には幅があり、それを使用する史料の作成期を特定することはできないとされる。評者もまた『上宮記』逸文の検討を通して、かつて同様の見解を述べたことがあり、この説には全く異存がないが、いわゆる推古朝遺文をめぐっては、『記紀』に先行する史料としてその価値を認める見方と、それを否定する見方が対立したまま現在に至っている。今後の研究の進展のためには、多くの研究者を結集し、学際的な視点からこの問題を取り上げ、総合的に検討を重ねることが不可欠であると思われるが、川崎氏には是非、その牽引的な役割を担っていただきたいものである。

第二部は五篇の論考から成り、書記世界という視座に立脚して、七世紀の倭王権における世界観や国家観、王言の表記法、金石文の性格などを考察する。第一章では、倭国が倭王武の時代の中国を中心とする天下観を相対化し、中国との地理的・東西関係にもとづく世界観へと転換する過程を分かりやすく論じている。

第二章では国号「日本」の成立について、中国・朝鮮・日本の各史料の用例に検討を加え、「日本」の国号の成立の時期を浄御原令の編纂期まで遡源させ、その契

機を壬申の乱後の新羅に対する対抗意識に求める。興味深い指摘であるが、新羅に対する優位性の保持のために「日本」の国号が採用されたことには、若干の疑問が残る。道頭の『日本世記』の成立は「釈道頭」の「釈」の法名より推して八世紀初頭とみられるから、「日本」の国号は大宝令の撰定期に中国を意識してつくられたと解することも、一方で可能なものではなからうか。

第三章では、王言（天皇の命）の倭語であるミコト、オホミコト、ミコトノリの漢字表記の用例を、東アジア諸国の王言の表記と比較して、その特質を述べている。史料を博搜し、多くの事例を挙げて自説を展開しており、説得力がある。第四章では東京国立博物館法隆寺宝物館保管の小金銅仏の甲寅年光背銘に見える王延孫について考察。甲寅年を五九四年、王延孫を百済系渡来人と推定し、法隆寺伝存の「甲午年銘銅板造像記」の徳聡法師ら三僧（百済系フミヒトの大原史の出身）を、王延孫の子孫にあたる人物ではないかとされる。評者も百済系の王姓フミヒトの中に、楽浪・帯方両郡の遺民の流れをくむ中国系の王氏やその冒称者（百済人）が存した事実を指摘したことがあり、川崎氏の説には基本的に賛成であるが、フミヒトを中心に王姓の渡来人が少なからず認めら

れることを勘案すると、王延孫と大原史の関係については、なお検討を必要とするように思われる。

第五章では同じく法隆寺宝物館にある阿弥陀三尊像台座背面の「山田殿像」銘について検討する。「殿」の用例にもとづき、「山田殿」は蘇我倉山田石川麻呂の邸宅もしくは石川麻呂本人を指す尊称とみ、阿弥陀三尊像は石川麻呂の念持仏であったとする。そしてその論拠として、七世紀半ばの日本にすでに阿弥陀信仰が受け入れられていたことを挙げ、さらに山田寺第七次調査において出土した木簡削屑の「見」、「悪」、「身」、「城」の四字が浄土三部経の『観無量寿経』の経文に見えることを指摘し、石川麻呂の周辺で『観無量寿経』に関わる仏事が行われていたことを推量する。鮮やかな論証で、従うべき見解と思われる。

第三部は天平期の仏教に関する多様な側面に注目し、宗教史的な観点からその実態や意味を考察した論考五篇を収める。第一章では玄昉の教学について論究し、その発願書写経や留学時代の師である智周の著作の検討を通して、玄昉が法相宗の学統に属し、唯識の大家であったことを指摘し、同時に『梵網経』や『華嚴経』をも極め、天台宗の智顛の教えにも通じていたことを明らかにする。

政治史的な関心だけが先行し、従来あまり顧みられることのなかった玄昉の教学の問題に著者があえて踏み込み、その幅広い学識の実態を解明したことは、今後に益するところ大で、高く評価されるべきであろう。

第二章では天平七・九年に大流行した疫病（天然痘）に対し律令政府がとった対策を論じ、これと関連する平城京二条大路出土の「唐鬼」と記す呪符木簡の性格について検討する。該博な知識に裏付けられた論証には参考とすべき点が少ないが、論点が多岐に及ぶあまり、全体にややまとまりを欠く嫌いがある。なお壹岐嶋で病没した雪連宅満（天平八年の遣新羅使の一員）のことを通説が壹岐出身の卜部とするのは誤りであるとするが、著者が説くように宅満は旧姓が壹岐（伊吉）史であり、伊吉連博徳を出した河内国洪川郡のフミヒトの一族と見るべきであろう。

第三章では天平二十一年正月の行基による聖武への授戒を記す『行基年譜』・『行基菩薩伝』・『扶桑略記抄』の三書を検討し、『扶桑略記抄』がもつとも古態を伝えているとする。ついで残る二書の前後関係を論じ、『菩薩伝』が『年譜』に先行すると説く通説に対して、逆に『菩薩伝』が『年譜』に依拠した可能性を指摘する。時

期を重ねるにつれて鑽仰化が進み、聖人像のみが強調される傾向のある行基の実像を明かにすることは困難を極めるが、本論のような地道な考証の積み重ねによって、徐々にその道が開けてくるものと思われる。貴重な論考といえよう。

第四章では聖武の出家・受戒の実態について考察する。前章で触れた行基による聖武への授戒（菩薩戒）は、事実を伝えている可能性があり、聖武の「太上天皇沙弥勝満」の自称にもとづくならば、出家・讓位を望む彼が実際に授かったのは沙弥十戒であったとする。示峻に富む斬新な着想であるが、『唐大和上東征伝』に聖武が天平勝宝六年に鑑真から菩薩戒を授かったと記すことに依拠すると、川崎氏自身が一方で述べておられるように、行基の授戒記事は行基鑽仰の風潮より発した後の造作であり、行基の死に付会された記事と解した方が妥当なのではなからうか。同様に『日本靈異記』に智光が行基を誹謗した言葉として記す「行基は是れ沙弥なり」も、熱烈な行基の信奉者であった景戒の『靈異記』にその言葉が見える事実を踏まえると、かえって信憑性があり、行基が現実に具足戒を受けていなかった事実も一応考慮してみる必要があるように思う。

第五章では、天平勝宝五年に來日した鑑真一行の入京までの足取りを、大宰府・難波・河内国府・河内大橋・龍田道と、旅程順に追い、鑑真來日の立役者であった遣唐副使大伴古麻呂の履歴や、彼の入京の道筋と関わるいくつかの問題を取り上げ検討する。石山寺藏の『遺教經』奥書（平安初期の書写）に「日本使・国子監大学」として見える人物名を、「羽右滿」と釈読し、阿倍仲麻呂の僱人の羽栗吉麻呂に比定する新説に対して、著者はこれを通説通り「朋古滿」＝大伴古麻呂と解し、天平五

年度の遣唐使に大学寮准判官クラスの官人として彼が入唐していたとする。「僱人」身分にすぎない羽栗吉麻呂が「日本使国子監大学」とされることは不自然であるとするが、著者の言う通りであろう。

鑑真一行を難波で迎接した唐僧崇道と行基との関わり、鑑真と河内国府に入った彼のもとに使者を派遣した藤原仲麻呂とのつながり、河内大橋の架橋と「家原邑知識經」の関係、外交使節を饒迎するハレの道であり、仏縁に関わる道でもあった龍田道の役割など、論は多岐に及ぶが、欲を言えば唐から大伴古麻呂の船に乗って帰国し、大宰府から平城京に入るまで、鑑真一行に訳語として随伴した学問僧の延慶（河内国のフミヒト出身の大唐留学

生船連夫子と同一人か？）についても、一言あつてよかつたのではないか。何故なら、後に藤原仲麻呂家の家僧的地位に就き、仲麻呂の要請により『藤氏家伝』下を著した延慶は、仲麻呂の子刷雄を伴って帰国したとみられ、仲麻呂の側近であつた彼の動向を通して、鑑真招聘に政治家仲麻呂がどのように関与していたかが見えてくるように思われるからである。

第六章では藤原夫人（聖武天皇夫人、藤原房前の女）の發願經典である藤原夫人願經に記す「内親郡主」を、房前の妻の牟漏内親王のこととする見解を繼承し、その再検討を行う。『興福寺流記』所引『山階流記』の引用する「宝字記」や「或記」の記述により、牟漏女王と藤原夫人の母子関係を確認し、薬師寺藏「仏足石記」の「茨田郡主」が『続日本紀』の叙位記事に見える茨田女王と同一人である可能性が高いことから、「郡主」とは女王を指し、願經の「郡主」は牟漏女王と解するのがふさわしいとする。

ついで「内親」の「親」や「内」の用例を検討して、「内親」とはミオヤ、もしくはハハに充てられた語であると推定。願經は藤原夫人が亡き父房前の供養と、健在なる母牟漏女王の福寿を願った写経であると結論づける。

川崎氏の綿密な論証により、「内親郡主」＝牟漏女王説はより堅固な学説になったと見る事ができるが、それにとどまらず本篇は、房前亡き後の藤原氏北家の有り様を探るための貴重な手がかりを与えた論考としても評価できよう。

第七章では高志国の分割時期の問題を取り上げ、古代北陸における神仏習合や『万葉集』に見える講師僧恵行の人物像と講師僧の実体、北陸の在俗女性信者（在地主豪層出身）の仏教活動などについて検討する。長年、富山県の高岡市万葉歴史館で研究活動に従事された著者ならではの手広く周到な目配りを随所に読み取ることができ、全体に蓋然性の高い結論を導き出している。ただ本篇で扱われたテーマはいずれも重要な問題ばかりなので、テーマの絞り込みを行い、それぞれ独立した形で個々に論を展開させる必要があったのではないか。個人的な感想ではあるが、神仏習合を例にとると、北陸の神宮寺の在り方を通して、神仏習合が形成されていく過程を、より詳細に跡付けてもらいたかったという願望が残る。

付篇一は第二部第五章に関連する論考で、建築物由来する「殿」と「殿門」の語について検討したもの。古代の諸史料を詳覧し、その用例を挙げて、それが建物・

邸宅から邸宅の主人や書簡の充所へと発展的に使用されるようになる経緯を明らかにする。充所に尊称を付けるのは唐ではなく六朝の書法に倣ったものであるとする説に対して、そのような書法は唐代の書状にも共通する事実を指摘するなど、著者独自の見解が綿密な論証とともに提示されている。

付篇二では恭仁京の東北方面の紫香楽に離宮と大仏造立の地が求められた理由を、『華嚴経』が菩薩常住の地を東北方の清涼山（五台山）とすることに倣ったためとし、『続日本紀』の「紫香楽」という表記も五台山について記した『古清涼伝』に典拠があることを指摘する。

従うべき見解と思われる。付篇三は、第二部第七章の東大寺僧（講師僧）の恵行を、「唐招提寺用度帳」に客僧として見える恵行と同一人としていた著者の旧説を撤回し、改めて「東大寺盧舎那仏開眼供養供奉僧名帳」（『正倉院文書目録』五）に見える二人の恵行のうち一人が東大寺僧、一人が唐招提寺僧であると述べたもの。

以上、極めて雑駁な紹介と書評を重ねてきた。研究の専門分化を避け、隣接諸科学の成果を取り入れた総合的な見地から本書をまとめられた川崎氏の意図とその成果を、未熟な評者がどこまでくみ取り、正しく評価できた

かはなはだ心許ない。的はずれな批判に終わったのではないかと危惧するする次第であるが、失礼を顧みずさらに全体を通した読後の印象を、著者への要望という形で披瀝するならば、「掌編小説」の名手である著者に、あえて「長編小説」に挑戦していただきたいということに尽きる。

本書に収録された論考の多くは、川崎氏が勤務先の紀要などに掲載されたものがベースとなっている。その刊行物としての性格上、当然書式や紙幅に制約が課せられることがあり、やむを得ず「掌編」にとどめざるを得ない場合も少なくなかったと思われる。読者の立場からすると、そうした「掌編」であるが故の一種のもどかしさを感じる部分も、残念ながら本書にはいくつが存在する。言葉を換えれば、それは川崎説の真髄をもっと見極めたという欲求の裏返しにほかならないのだが。

言うまでもなく著者の力量をもってすれば、古代日本の文化・宗教に対する知見を述べ、そこに新たな地平を開くことは十分に可能である。研究者として円熟期を迎えられた川崎氏の優れた「長編小説」の完成を心待ちしているのは、なにも評者に限ったことではないであろう。